

就農認定と公的資金のはなし



今回は「就農」の大問題の一つである資金と関係が深い就農認定制度と公的資金の話です。

このリーフレットでは、これらの基本知識と関係についてご紹介します。

1 認定新規就農者制度とは

まず初めに、認定制度を利用しないと新規就農できないかと言うと、そうではありません。

ただ、資金が必要となる場合、この制度は非常に重要な制度となってきます。

「認定新規就農者」制度は、農業経営基盤強化促進法に基づき市が行う認定制度で、この認定を受けた新規就農者は公的資金援助が受けられます。

対象は就農から5年以内でかつ18～45歳までの新規就農者です。

認定には、市が定める所得目標を就農5年目までに達成できる就農計画を立案することが必要で、計画が適切であれば市が認定新規就農者の認定証を交付するものとなっています。



認定新規就農者になると日本政策金融公庫から新規就農者限定の有利な融資を受けられます。

資金名	融資額	金利	償還期間	担保	用途
青年等就農資金	3,700万円 (上限)	なし	17年 (据置5年)	融資導入物件のみ	営農資金全般

2 どうやれば認定新規就農者になれる？

基本的な流れは前述のとおりですが、自分で一生懸命に計画を作って申請しても、審査段階で地域実情に見合わず現実には難しいのでは？と見られれば、残念な結果に終わります。

認定新規就農者の審査にあたっては、書類の内容だけでなく、面接や必要に応じて現地調査を行うなど、どの市町村でもきちんと審査します。

加えて認定新規就農者が目指さないといけない所得額も市町村でかなり差があり、計画を作るときには要注意です（R2.9現 北九州市：300万円）。

そのため、就農後のサポートなどを考慮すると、自治体窓口にご相談しながら、新規就農者と行政と一緒に知恵を出し、各人にフィットした営農計画を生み出すことが一番の近道と言えます。

また、認定新規就農者の認定は、国の農業次世代人材投資事業・経営開始型（詳しくは「新規就農リーフレット ⑦」をご参照ください）を受けるための絶対条件になっているので、あらかじめ行政と連携しながら手堅い営農計画を作っておくことは、いろいろメリットが大きいと思われます。



3 北九州市の認定新規就農者はどんな感じなの？

北九州市の認指定新規就農者はR2.9現在7名です（OB1名、現役6名）。

うち1名は青年等就農資金の融資を活用しました。また、認定を取った方は1名を除き国の農業次世代人材投資事業（経営開始型）の資金（給付金）を受給しました（申請予定含む）。

皆さんそれぞれに苦労しながらの営農ではありますが、ほとんどの方が当初の目標を達成し、独立自営農家として活躍しています。



新規就農の相談は
こちらにどうぞ



北九州市内のご相談は

門司区・小倉北区・小倉南区の案件は

北九州市 東部農政事務所

北九州市小倉南区若園5-1-2 小倉南区役所 4F

☎ (093) 951-1020 FAX (093) 922-6403

若松区・八幡東区・八幡西区・戸畑区の案件は

北九州市 西部農政事務所

北九州市八幡西区光明1-9-22 折尾出張所 2F

☎ (093) 693-9912 FAX (093) 693-0675

北九州市・中間市・遠賀郡内の方は

福岡県 八幡農林事務所 北九州普及指導センター

北九州市八幡西区則松3-7-1 福岡県八幡総合庁舎 2F

☎ (093) 601-8855 FAX (093) 601-8869

福岡県域でのご相談は

福岡県農業会議

福岡市中央区天神4-10-12 JA福岡県会館

☎ (092) 711-5070

(財)福岡県農業振興推進機構

福岡市中央区天神4-10-12 JA福岡県会館

☎ (092) 716-8355